CAN要望書に対する、内閣府・消費者庁等からの回答のご報告

2023年9月1日に、内閣府・消費者庁等関係各所へCANで6月に報告会を行った移香実験の報告書を添えて、移香被害について実証実験を行うよう要望書を提出した。

内閣府・消費者庁等への移香実験の報告兼要望書

https://canary-network.org/news/ikouyoubousho/

<要望書より要望部分抜粋>

記

消費者庁は製品の持つ問題を明らかにし確認するため、国民生活センターに各種実証実験を実施させてください。

- ・当該製品を使用した衣類を着用している状況を再現し、周囲に揮発する化学物質の分析を行って ください。
- ・当該製品を使用した衣類は、無香料の石けん等で洗い直しても成分が落ちません。どれだけ残存するか、前後の比較も含めて検証してください。
- ・カナリア・ネットワーク全国で行ったように衣類への「移香」の実証実験を行ってください。
- ・食品への「移香」を検証してください。

※上記は一例です。実証実験の選択は、私ども等被害を訴えている当事者に意見を求めて下さい。

【提出後の経緯と概略】

- ●回答期限の9月30日を過ぎても連絡がなかったため、世話人で手分けをして電話をする。
- ① 内閣総理大臣 岸田文雄
- ② 内閣府特命大臣(消費者及び食品安全)河野太郎
- ③ 消費者庁長官 新井ゆたか
- ④ 消費者委員会 委員長
- ⑤ 国民生活センター 理事長 山田昭典
- ① 「消費者庁に要望書を回送し、回答を依頼」するとの返答。
- ② 「消費者庁に回答を任せた」と思われる返答。
- ③ 消費者庁消費者安全課は、「国民生活センターと対応を検討し、回答する」とのこと。
- ④ 「個別の要望書への回答は行わないが、消費者委員会で要望内容を配布資料とする」との返答。ttps://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/415/doc/20231108_sankou2.pdf
- ⑤ 国民生活センターは、「本部の相模原事務所に届いた要望書を、役員が在籍している東京事務所の総務部総務課へ転送した」とのこと。10月17日、国民生活センター商品テスト部の担当者から、問い合わせた世話人に着信があり、「消費者庁と同じ回答になる」との連絡を受ける。

●消費者庁消費者安全課よりメールにて回答(2023年10月16日)

【回答】「移香実証実験についての情報提供及び実証実験を求める要望書」について(消費者庁)

カナリア・ネットワーク全国 事務局 御担当者様

お世話になっております。消費者庁消費者安全課の北島と申します。

「移香実証実験についての情報提供及び実証実験を求める要望書」について、以下のとおり回答いたします。

同要望記載の実証実験については、国民生活センターから、以下の理由により「要望書記載の 試験の実施は技術的に困難。」との回答を得ております。

- ・香料成分による健康被害のメカニズムや、健康被害の原因となる物質が特定されていない。 このため、実験の対象とする成分を特定できない。
- ・合成洗剤や柔軟仕上げ剤に使われている合成香料に係る試験に関して、科学データとして再 現性のある方法・条件が確立されておらず、また、確立するのも困難。

さらに、配合されている量が微量であり、構成成分の情報や、その他にも多種多様な物質が 存在する中での検出技術も持ち合わせていない。

以上、よろしくお願いいたします。

●国民生活センター商品テスト部に問い合わせる(2023年10月17日)

<担当者から確認できたこと>

■今回の要望書に関する回答の判断は、理事長ではなく商品テスト部が行った。

<電話応対した世話人から伝えたこと>

- ■健康被害のメカニズムが解明されていない、健康被害の原因となる物質が特定されていない、 実験の対象とする成分を特定できない、という理由をトップに持ってきて、移香に関する実験 の実施が困難であるという回答は、要望内容とずれている。
- ■健康被害のメカニズムを解明するのも商品テスト部の担当なのか?なぜそちらが健康被害に着目して回答してきたのか理解できない。
- 使用していない人の持ち物にまで移香して汚染し、簡単に除去できないというのは、製品上の問題はないという認識か?

■ 回答全体に信用性を欠く点があり、被害者としては到底納得がいかない。被害者と支援者の ネットワークの世話人として、会員への説明ができない。

以上の指摘に対して、国民生活センターの担当者は、「再回答を検討し、10月中にCAN事務局のメールアドレスへ送信する」と返答。

●国民生活センター商品テスト部より着信(2023年10月31日)

<担当者から確認できたこと>

- ■「行政からの回答を撤回や修正はできないが、ご指摘いただいたので、『回答の補足』として 再考したものを用意した。その『回答の補足』を国民生活センターから消費者庁へ送ったところ、消費者庁は『回答の補足』を求められていないので受け取れないと返信がきた」との連絡を受けたと のこと。
- 一旦電話を切るも、程なく、国民生活センターから再度電話があり、「消費者庁に連絡し、話を通 したが、形式上、消費者庁へ『回答の補足』を依頼するメールを送ってほしい」とのこと。

●消費者庁への依頼のメールを送信(2023年11月1日)

Subject: 「移香実証実験についての情報提供及び実証実験を求める要望書」回答について補足依頼

消費者庁消費者安全課 北島様

お世話になっております。

先日は、「移香実証実験についての情報提供及び実証実験を求める要望書」について、当事務局 まで回答いただき有難うございました。

要望書の返答期限 (9月末) が過ぎていたことから、各宛先にたいして、要望書回答を求める電話を、事務局の者から順次かけさせていただいておりました。

10月17日に、国民生活センター 商品テスト部ヒシダ様より、消費者庁と国民生活センターの回答は同じもので、事務局のメールアドレスに回答を送ったとの電話連絡を受けました。

その後、消費者安全課からのメールにて、国民生活センターからの「要望書記載の試験の実施は 技術的に困難」という回答の理由として「香料成分による健康被害のメカニズムや、健康被害の 原因となる物質が特定されていない」ことが挙げられているのを拝見しました。

お送りした要望に対して、この理由は乖離した内容であるため、国民生活センターのヒシダ様に、まず要望内容と実証実験報告書の内容を確認できているかということを同日電話で問い合わせいたしました。

そのなかで、こちらから指摘した文章に対して、再考した回答を、事務局のメールアドレスへ 送っていただくようお話したところ、了承を得たため、メール連絡をお待ちしておりました。

本日、ヒシダ様から「回答の補足を消費者庁へ送ったところ、消費者庁ではその要求を受けていないため、回答の補足を受け取れない」という返答がきた旨を、電話で連絡いただきました。

国民生活センター 商品テスト部からの回答の理由に対しての補足を、消費者庁から当事務局へ送っていただきますよう、お願い申し上げます。

カナリア・ネットワーク全国 事務局

●再回答が来ないため、消費者庁消費者安全課へ電話(2023年11月20日)

<担当者から確認できたこと>

「国民生活センター商品テスト部と対応を検討中。今週中には回答の予定 | とのこと。

<電話応対した世話人から伝えたこと>

国民生活センターでは令和2年に柔軟剤についての調査を行っている、民間の研究機関でもできることがあるのに、何もできないという回答はおかしい、回答を急ぐより、納得のいく回答が欲しいと、伝える。

●消費者庁消費者安全課からの再回答(2023年11月24日)

カナリア・ネットワーク全国 事務局 御担当者様

お世話になっております。消費者庁消費者安全課の北島と申します。

「移香実証実験についての情報提供及び実証実験を求める要望書」について、国民生活センターに確認し、令和5年10月16日付の回答内容を以下のとおり補足します。

.

- ・モノに付着した物質が、直接の接触により、または、空間等を介して他のモノに 移行、付着するということはあり得ることで、我々の日常生活の中でも 色素成分、におい成分といったもので経験することがある。
- ・人の嗅覚により、においの強度、認容度(快・不快)を評価するという手法は、 簡便でよく用いられているが、移香を検証するためには、対象とするにおい成分が モノの間を移動することを 客観的で確度の高い手法で捉える必要があると考える。
- ・合成洗剤や柔軟仕上げ剤にはさまざまな化学物質が配合されているが、 洗濯物に付着・残留するにおい成分の量はわずかで、そこから他のモノに移行し、 脱離・放散されて人の嗅細胞に達して、においとして感じられる物質の量は さらに少ないと考えられる。これを客観的かつ確度高く捉える技術を持ち合わせていない。
- ・合成洗剤や柔軟仕上げ剤の香りによる健康被害のメカニズムについては、 調査・研究が進められているが、現状では解明されておらず、 その原因となる物質も特定されていないため、 健康被害に着目した実験が困難であることは既にお答えしたとおり。

以上、よろしくお願いいたします。